

2025 年 3 月
関西電力送配電株式会社

再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱の改定について

平素は当社事業に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2025 年 4 月から再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱を改定いたしますので、お知らせいたします。

【主な変更内容】

・混雑緩和プロセスの導入に伴う受給条件の設定

10kW 以上の電源はノンファーム型接続がルール化となっているが、混雑系統において 2025 年 4 月より発電者要望に応じて、系統増強工事を可能とするスキームが構築されたため、供給条件を新たに設定

・制限中止割引の廃止

託送供給等約款で制限中止割引の記載が廃止となることから再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱についても 2025 年 4 月 1 日以降、制限中止割引を廃止することを規定

・災害により災害救助法適用や激甚災害指定された場合における受給条件の設定

制限中止割引が廃止になる一方で、災害により災害救助法適用や激甚災害指定された場合において、事業者からの申請に基づき、支払期日の延長や料金割引を行うことを新たに規定

変更内容については、以下よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

[\(2025 年 4 月 1 日実施\) 再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱](#)

以上